

兵庫県公報

平成24年4月1日 日曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| | |
|-----------------------------|-----|
| 企業庁管理規程 | ページ |
| ○ 企業庁会計規程の一部を改正する管理規程 | 1 |

企業庁管理規程

企業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成24年4月1日

兵庫県公営企業管理者 高井芳朗

兵庫県企業庁管理規程第2号

企業庁会計規程の一部を改正する管理規程

企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項第5号中「、同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項に規定する給付（以下「特例給付」という。）並びに平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下「子ども手当法」という。）による子ども手当」を「（以下「児童手当」という。）及び同法附則第2条第1項に規定する給付（以下「特例給付」という。）」に改める。

別表第2費用勘定の部水道用水供給事業費用の款営業費用の項原水費の目手当等の節及び別表第3費用勘定の部工業用水道事業費用の款営業費用の項揖保川第1工業用水道費の目手当等の節中「住宅手当」を「住居手当」に改め、「（通勤手当）」の右に「（単身赴任手当）」を加え、「時間外勤務手当」を「超過勤務手当」に改め、「（宿日直手当）」の右に「（管理職員特別勤務手当）」を加え、「及び子ども手当」を削る。

別表第6資産勘定の部未成事業資産の款阪神地域整備費の項阪神地域整備費の目総係費の節中「通勤手当」の右に「、単身赴任手当」を加え、「時間外勤務手当」を「超過勤務手当」に改め、「宿日直手当」の右に「、管理職員特別勤務手当」を加え、「、児童手当及び子ども手当」を「及び児童手当」に改める。

別表第7費用勘定の部資産運用事業費用の款営業費用の項総係費の目手当等の節中「（通勤手当）」の右に「（単身赴任手当）」を加え、「時間外勤務手当」を「超過勤務手当」に改め、「（宿日直手当）」の右に「（管理職員特別勤務手当）」を加え、「及び子ども手当」を削る。

別表第8事務経費の部給料の項中「特別職に属する常勤の職員給与及び旅費に関する条例」を「特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例」に改め、同部手当等の項中「児童手当法によって支給する児童手当及び特例給付並びに子ども手当法によって支給する子ども手当」を「児童手当及び特例給付」に改める。

附則

この管理規程は、平成24年4月1日から施行する。